

国民酒場と空壇事件

昭和十八年十一月、私は東京財務局（現国税局）の間税部長を拝命した。当時主税局の国税課長であつた池田勇人氏の、「多少役不足の感があるが、一つ引受けてくれないか」という懇請がかつたので、快くお引受した。ところが、間もなく当の池田氏が、東京財務局長に栄転して来て、私の直接の上司となられた。それからというもの、日夜同じ屋根の下で一緒に仕事をすることになり、文字通り兄弟の交りを持つことができた。

池田局長は、就任の当日、私を呼んでにっこり笑いながら「君は税法を本格的に勉強していない。自分が局長に在任中、みっちり仕込んでやるから、その積りで」と申し渡された。そこで私は、言下に「御好意は有難いと思いますが、そのことだけは御断り申し上げます。私には練達堪能で税法に精通した部下が沢山いますから、税法上の疑義は私の部下と御相談を願いたい。私は税法に精通していませんが、生きた行政は決して法律の条文の中からは生れてこないと思います。私の常識で、捉われない間税行政を一つやってみたいと思います」と答えた。これに

は流石の池田氏もたつてとは言われなかった。

当時は太平洋戦争もいよいよたけなわになった頃で、酒の需給も非常に窮屈であった。従つて、酒は生産の統制の他に、販売や価格までも官によつて統制されていた。販売統制は、例によつて、実績による統制であつた。有名な広川弘禪氏が、東京都酒販組合の副理事長として、毎日のように、前垂れ掛けのまま私の処に出入りしていたのもこの頃のことである。

ところが、東条内閣の手によつて、享樂追放令が実行せられ、食堂のような大衆性をもつたもの以外の料飲店は、悉く閉鎖されてしまった。それまで各料飲店は、実績によつて酒の配給を受けていたが、勿論その配給を受けられなくなつたし、大勢の従業員が失職するという憂き目を見た。私はこの料飲店向けの酒類をどう処理するかに苦慮した。一部は勿論、当時における産業用の特配といつて軍需工場その他の工場の工員に向けたが、尚残りの酒について、どう処分すべきかを考えた。もともと酒というものは、嗜好品とはいふものの、決して一部階級の独占物ではなかつた。神代の昔から何事にも酒というものはつきものであつた。一日の労働を終えた体には、生理的にアルコール分が必要である。一日の疲労を回復し、明日への英気を養うためには、酒は人体にとってなくてはならない飲料である。

そこで私は、各料飲店のもっている実績の全部を一応私がお預りして、その実績を基礎にして酒の配給を受け、それを老若男女を問わず一般の人に公平に飲ましてあげる方法はないかと考えた末、一つの方法を案出した。それは、享楽追放で不用になつた店舗を利用し、失業した従業員を使ってこの酒を一般の人に飲ましてはどうかということであつた。この考えは、休業料飲店の方々からはもとより、酒屋さんからも、警視庁からも賛同をかち得て、いよいよ実行することになつた。階級、職業、性別等に拘らないで、一般の人に公平に利用させるのだからといつので、多少固苦しいが「国民酒場」と命名して、全都に四百カ所ばかりの酒場を開設したのである。

この「国民酒場」は、大変な都民の人気を呼んで、至る處、大評判であつた。銭湯の中では、「東京にいると何時死ぬか判らないといつので、親類のものはしつこく疎開を勧めてくれるが、なあと君、国民酒場で一パイ飲む間は、おいら東京を離れたくないよ」等という話も出る位であつた。又飲み助を夫にもつた女房は、こつそりや、かんを下げて行列に連り、工場から夫が疲れて帰るまでには、国民酒場で麦酒を買つて、それをや、かんに詰めてその帰りを待つよつなほほえましい風景も散見された。酒屋は配給が数量的にまつまり、空壇の回収が早いので、

これ又喜んでくれた。休業料飲店の一部は、これで結構糊口をぬらし、従業員の始末がついたのでこれ又感謝してくれた。尤も酒場経営のボスと結託せる警官が、一般庶民向けのお酒の一部を巻き上げて飲むという事実は決して皆無ではなかった。それにしても、この国民酒場の構想は、一応一般都民の支持をかち得、苦しい都民生活に或る種の潤いを与えることができたのである。

終戦後の或る日、当時既に大蔵省に復帰していた私の手元に、国民酒場運営委員会から一葉の招待状が届いた。その書面には「戦局苛烈な折柄、当局の御心配で開設した国民酒場は、都民各位の圧倒的な支持を受けて、今日まで撓まず御奉公をしまいましたが、戦争の終結と共に、その使命を終えたので、いよいよ解散することになりました。ついては、ささやか乍ら解散式を催し、併せて実績寄託者に所定の配当金をお支払いしたいと存じますので、万障御繰合せの上御来臨を賜りたい」というのであった。私は、勿論悦んでその式に列席して、関係者の労をねぎらい、敗戦という革命的出来事を踏みこえても、当初の御約束通り、予定以上の配当金を寄託者に支払うことができたことを何よりも嬉しく思う旨の挨拶を述べたことを記憶している。

国民酒場は、斯くして一応の成功を収めたのであるが、一つ私は間税部長在勤中、大きい失敗をしたのである。それは、空襲が激しくなつて、都内に五千軒もある酒屋が続いて焼失し、その店頭や倉庫に山積してある空壇が、高熱のため鉛棒のように熔けてしまつのが如何にも惜しかった。そこで、当時、偶々葡萄酒から酒石酸という航空機用燃料を大量に取つていた山梨県の葡萄酒業者が、空壇難で困つてゐるのを知つていたので、都内の酒屋を説得して、各自手持の空壇を疎開を兼ねて、山梨の葡萄酒業者に一時貸してもらいたいと提案した。この提案は、幸に都内の酒屋さんの御賛同を得て実行に移され、空壇を満載した貨車は、毎日のように蜿蜒長蛇の列をなして、山梨に空壇を運びこんだのである。

ところが、終戦と供に要らなくなつた空壇を、約東通りに返却してもらいたいと、私の後任の間税部長が山梨の葡萄酒業者に要求したが、彼等は言を左右にして之に応じようとしなかつた。永い間折衝の末、結局、空壇の代りに、若干の弁償金を出してもらつてけり、つけたのである。私は今でも、東京の酒屋さんには済まない気持で一杯だが、山梨の葡萄酒業者に対してはどうしても好感がもてないでいる。

共 済 組 合

大蔵省に入ってからちようど満十年経つた昭和二十一年六月、私は大蔵省に新設された給与の第三課長を拝命した。由来、役人の給与は、大蔵省主計局が予算の編成の序でにその実体を決め、官吏の分限や官制と共に勅命によつて規正され支給されていた。ところが、占領軍当局は日本民主化の一環として立法事項を規定した勅令の一切を法律に置換える政策を固執していたので、給与に関する勅令もまた法律によらなければならぬことになった。立法事務がかくして著しく当時の政府においては増加したのである。他面、占領軍当局の手によつて労働組合運動が解放され、官公吏も組合を組織して自らの労働条件を団結の力によつてかちとることができるようになった。事実、官公吏の数は、現業を併せると二百万を突破する大集団になるので、国鉄、全通、官公労等の労働組合運動は、わが国の労働運動に指導的な役割をもつようになってきた。例の二・一ゼネストの如きは、これらの労組が先頭に立つて敢行しようとしたものであつたことは世人の記憶にまだ新しいものがある。

かように官公吏の労働問題が厄介になり、しかもその中心が給与問題になってきたことも手伝って、大蔵省では、この仕事を主計局から分離して給与局を新設し、これに当らしめることになった。局長は有名な今井一男氏であり、第一課長が現理財局長坂田泰二氏、第二課長が現調査部長石野信一氏、第三課長が私であった。

しかし給与の問題は独り金銭給与に限られるものではなく、各種の福利施設もまた金銭給与と同様に取上げなければならなかった。私の仕事は主として、この福利施設を新局面に応じてどのように取上げるかであったのである。

当時各省には共済組合という施設があつて、民間の健康保険に似たような社会保険をやる傍ら、現業の組合においては、雇傭人に対して民間の厚生年金保険に似た給付を行つていた（官吏には別に恩給制度がある）。先ず私は、この共済制度を近代化し拡充する方法がないものかと考究してみた。ところが現行の制度には次にのべるような欠陥があることが判つた。

- 一 法人格をもっていないこの組合が掛金を徴収したり、政府負担金を受けたり、或は給付を實行していることは随分乱暴なことであるから、これに法人格をもたせなければならぬ。
- 二 保険制度である以上、一定の大数の法則の適用がある位の大きさをもたないとやつて行

けないし、よしやるにしても掛金率の差等がひどくなるが、共済組合は、大小の役所に無造作に設立されていて、国鉄や通信のように大きいのもあれば小さいのもある。そこでこれを整理統合して、保険制度に適したものにしなければならぬ。

三 現業の雇傭人には長期給付が行われているが、非現業の雇傭人には皆無の状態である。このアンバランスを是正しなければならぬ。

四 各共済組合がもっている医療や保養の施設は、これ又非常に厚薄があつて著しく平衡を失っているから、これを是正すると共に、施設自体をもつと拡充しなければならぬ。

更にこの制度を通して、薄給の役人に対し、健康保険や厚生年金よりも若干行届いた給付をやる道はないか等という問題も、この制度の欠陥是正の問題と併せて考えなければならぬ。

そこで私は、各省バラバラに省令で作つていた共済組合制度を集成して、前記の欠陥是正を織り込んで、統一した共済組合制度を設けようと決心した。そこで大蔵、国鉄、通信等における専門家の助力を得てつくり上げたのが、今日の国家公務員共済組合法である。この法律は、官吏制度、社会保険制度、予算制度等の法域に跨つた複雑な制度であるが、何れ月もの間、私

はこの立法に精進したのである。或る時は都内の宿屋で泊り込み作業をしたり、或る時は、海浜や山の保養所に立籠つて作業を進めたものである。人事院の給与局長の慶徳さん、国鉄の山口さん、逓信の篠崎さん等は熱心に克く協力してくれた。

この立法を通して私は、最初、非現業の弱小共済組合の全てを統合して一つの大きい組合とし、この組合に雇傭人の長期年金給付をやらしたり、病院や保養所その他の福利厚生施設をやらせて行こうと企図したものであった。かくして同じ給与ベースに縛られつつも何等厚生施設に恵まれていない非現業の公務員が、現業と均等な実質的な給与水準を確保して行く基盤が提供されるのだ。こういう信念をもって、私は各省当局の説得にかかったのであるが、意外に強い抵抗を受けて、このことは終に結実しなかった。そこで私は単位組合は夫々各省に置くが、幸に単位組合を構成員とする連合体を作つて、この目的を達しようとする次善の提案をなし、この各省の賛同を得て作つたのが現在の非現業共済組合連合会である。この連合体ができてから非現業の分野における厚生施設が、はじめて日の目を見るようになった。最初に五千七百万円の予算をとつて、旧陸軍の共済組合の厚生施設を国が買収し、それをこの連合会に国から有償貸付をなしたのを手始めとして、逐年同様な予算的措置をとつてきた。かくして先ず立川、

函南、和合、長尾、若松等の旧陸軍共済病院は非現業公務員の施設として更生したのであるが、その後各地に病院や保養所が設けられて、今日の盛大を招いたのである。

又非現業の雇傭人諸君に対する長期年金給付も、現業の共済組合におけると同様この連合会でやることとなった。これは厚生年金制度や労働者災害補償制度等と同様な社会施設であるので、厚生省や労働省等との折衝にも随分骨が折れたものである。厚生省や労働省は、公務員も労働者であるということになった以上、何も別個の社会保険制度をもつ必要はないという言葉であった。これも一応筋の通った考え方ではあったが、わが国の労働運動は元来国鉄や全通がリードしていたし、社会保険の面においても、これらの組織の方が早くとり上げ育て上げていた。これは日本の資本主義が最初は官の庇護の下に育った経緯と軌を一にした現象である。又社会保険制度自体も、これら政府系の組合の方が一歩進んでいたし、その利用率も高かったたのである。そこで私は、各々異った歴史と特色をもつこれ等の制度を劃一的な社会保険制度に一体化するよりも、夫々の組合固有の伝統や、長所を生かして行く方が、日本の社会保険制度を伸ばして行くには得策だと主張した。そして公務員は共済組合制度をもつて、社会保険の代行をやることに同意してもらったのである。花は紅、柳は緑という。日本の社会保険制度は、当

分の間は貧血した統一よりも、充実した多様の道を経て発展さすべきだという主張を、私は今尚もっている。

かくて曲りなりに共済組合制度は一応出来上つたのであるが、この制度は尚多くの問題を包蔵している。現業と非現業のアンバランス、特に福利厚生施設の面では著しいアンバランスがある。各組合の掛金率にも亦、相当の相違が残っている。又保険制度だといつても時折政府から赤字補給金を仰がなければやって行けないものも皆無ではない。こうした欠陥は、後進の人々によつてなるべく早く解消されて、健全な組合になり充実した給付ができ、公務員一般から愛され親しまれる組合になつてもらいたい、と私はいつも念願している。